

答弁書第六十号

内閣参甲第六〇号

昭和二十四年四月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出薬局法定常備薬と課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出藥局法定常備藥と課税に關する質問に対する答弁書

藥局に対する所得税の課税についても、一年間の総收入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算し、これによつて課税するのであるから、所得の計算が適正である限り、これに應ずる課税は当然である。

所得を捕捉する場合において、在庫商品のあるなしは、その重要な資料とはなるが、現実に所得とならないものは、現在商品のままでは、課税の対象とはされないのである。